

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成31年4月26日(金) 午前9時25分から午前10時05分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席 13名、欠席 6名)】</p> <p>出席委員：1番藤田一義委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、18番上原スミ子委員</p> <p>欠席：2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、17番川内敏夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席 13名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、舟本同次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	11番 委員
	12番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地の休耕及び増反届けについて  
No.1～No.5 5件
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.1～No.6 6件
- 報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて  
No.801 1件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3001～No.3002 2件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5001～No.5004 4件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.1～No.33 33件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No.1 1件
- 議 第5号 農地法の規定による別段の面積（下限面積）の設定について

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は2番片山委員、3番大島委員、4番原委員、5番園田委員、17番川内委員、19番樋口委員の6名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、11番福田委員及び12番井上委員を指名いたします。</p>
議長 水島係長	<p><b>日程第2＝報告事項</b></p> <p><b>&lt;報告第1号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b>                      報告第1号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。                      説明いたします。1頁をご覧ください</p> <p>1番下早川地区の件ですが、五十原、東塚地内の12筆11,753㎡について、高齢のため休耕するものです。                      2番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆45.61㎡について、労力不足のため休耕するものです。                      3番上早川地区の件ですが、角間地内の1筆200㎡について、労力不足のため休耕するものです。                      4番木浦地区の件ですが、木浦地内の7筆1,923㎡について、労力不足のため休耕するものです。                      5番木浦地区の件ですが、木浦地内の12筆3,971㎡について、労力</p>

議長	<p>不足のため休耕するものです。          以上で、説明を終わります。          只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。          〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b>          報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。3頁をご覧ください。          1番根知地区の件ですが、栗山地内の3筆91㎡について、耕作に不          便なため解約し、その後は休耕するものです。          2番今井地区の件ですが、頭山地内の1筆1,488㎡について、売買          するため解約し、その後は売買するものです。          3番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の2筆1,478㎡につい          て、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。          4番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆887㎡につい          て、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。          5番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆3,138㎡につ          いて、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。          6番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆803㎡について、労力          不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
議長 6番松澤委員	<p>以上で、説明を終わります。          只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。          2番の今井の件ですが、売買した後は違う方が田として耕作するの          か、転用するのか教えてください。</p>
水島係長 荻野委員	<p>田として耕作する予定ということです。          1番の根知地区の件ですが、この方は現在不在にされていますが、          この方が借りていた田ですか。</p>
水島係長	<p>ここは現況が田となっていますが、実際は県道沿いの畑で、ご家族          が耕作されていましたが、今回解約という形で代理の方が申請された          ものです。</p>

議長	<p>その他、ご意見ございませんか。          [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><b>&lt;報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt;</b>          報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。          説明いたします。4頁をご覧ください。</p>
議長 14番伊藤委員 水島係長	<p>1番上早川地区の件ですが北山地区内の1筆1,487㎡について、用途変更したいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、砂場の広田ほ場の場所になります。水稻が困難なため、果樹を栽培したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。          只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。          果樹を植えるということですが、周囲の田に影響はありませんか。          地図だとわかりづらいのですが、現地は傾斜があり日当たりとしては問題ありません。果樹はアロニアという品種で、高さが2、3m程度ですので、影響はないと思われます。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか。          [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。          続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
議長	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b>          議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、伊藤委員の案件を先に審議しますので、伊藤委員、退席をお願いします。          [伊藤委員退室]</p>
議長	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b>          議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、伊藤委員の案件を先に審議しますので、伊藤委員、退席をお願いします。          [伊藤委員退室]</p>

伊藤主査	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>3001 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆 196 m<sup>2</sup>について 売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は県道西飛山能生線沿いの場所になります。申請地は、譲渡人の居住地から遠く、耕作に不便なため、申請地近くに住む譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20 a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔伊藤委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>残りの案件の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p>
議長	<p>3002 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆 797 m<sup>2</sup>について売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は市道槇能生線沿いの場所になります。譲渡人は申請地を今後耕作する見込みがないため、現在、申請地を耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20 a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 小林主査</p>	<p>認することに決しました。</p> <p><b>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b>  議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p> <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>5001番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆446㎡について、農作業小屋及び機械車両置場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は糸魚川東中学校グラウンド付近の場所になります。申請人は、自宅に農業用機材及び資材等を置く場所がなく、妻の実家に置き不便なため、申請地を譲り受け、農作業小屋及び機械車両置場を整備し、農業経営の効率化を図りたいものです。農地の区分は、エ(ア)-a-(a) (道路要件：市道東中学裏線(幅員5m)に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に糸魚川東中学校とクレイドルやけやまが有る。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5002番糸魚川地区の件ですが、東寺町3丁目地内の2筆987㎡について、集合住宅敷地のための売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は市道姫御前道2号線沿いの場所になります。申請人は、環境も良く交通面でも便利な申請地を譲り受け、集合住宅を建築し、オーナーとして経営を図りたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5003番糸魚川地区の件ですが、一の宮3丁目地内の4筆754㎡について、資材置場及び駐車場敷地のための20年間の賃借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は市道蓮台寺線沿いの場所になります。申請人は、道幅の広い市道に面しており、会社から比較的近い申請地を借り受け、会社で使用するトラックの駐車場及び、植木や土砂等の資材置場として利用したいものです。農地の区分は、エ(ア)-a-(b) (市</p>
--------------------	--

	<p>役所からおおむね300m以内である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5004番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆355㎡について、駐車場敷地のための10年間の賃借権設定です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は市道須沢南部環状線沿いの場所になります。申請人は、会社及び社員の駐車場が狭く不便なことから、申請地を借り受け駐車場敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、33件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、米原委員の案件を先に審議しますので、米原委員、退席をお願いします。</p>
伊藤主査	<p>〔米原委員退室〕</p> <p>説明いたします。10頁をご覧ください。</p> <p>18番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆770㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔米原委員入室〕</p> <p>残りの案件の説明を求めます。</p>

伊藤主査	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>1 番下早川地区の件ですが、堀切、滝川原地内の4筆616㎡について、更新するものです。</p> <p>2 番下早川地区の件ですが、堀切、東川原、滝川原地内の3筆1,269㎡について、更新するものです。</p> <p>3 番下早川地区の件ですが、堀切、東川原、滝川原地内の6筆1,783㎡について、更新するものです。</p> <p>4 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の1筆105㎡について、更新するものです。</p> <p>5 番下早川地区の件ですが、上出地内の4筆3,366㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>6 番上早川地区の件ですが、角間地内の2筆1,888㎡について、更新するものです。</p> <p>7 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆1,109㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>8 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆308㎡について、更新するものです。</p> <p>9 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆1,084㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>10 番西海地区の件ですが、羽生地内の2筆1,175㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>11 番西海地区の件ですが、成沢地内の4筆3,426㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>12 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の3筆1,711㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>13 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆887㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>14 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆3,138㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>15 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の3筆3,306㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>16 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の2筆743㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>
------	---

17 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の2筆1,478 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

19 番今井地区の件ですが、岩木地内の9筆2,364 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

20 番今井地区の件ですが、岩木地内の1筆3,876 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

21 番今井地区の件ですが、頭山地内の1筆1,488 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

22 番能生谷地区の件ですが、須川地内の1筆145 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

23 番能生谷地区の件ですが、溝尾、須川地内の5筆368 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

24 番能生谷地区の件ですが、須川地内の18筆1,852.91 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

25 番能生谷地区の件ですが、須川地内の5筆486 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

26 番能生谷地区の件ですが、溝尾、須川地内の4筆355 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

27 番能生谷地区の件ですが、須川地内の4筆261 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

28 番能生谷地区の件ですが、須川地内の43筆6,403 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

29 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の5筆8,503 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

30 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆1,106 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

31 番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆1,440 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

32 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,100 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

33 番大和川地区の件ですが、大和川地内の9筆4,487.57 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

以上で、説明を終わります。

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<b>&lt;議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b> 議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、説明を求めます。
伊藤主査	説明いたします。17頁をご覧ください。 1番大和川地区の件ですが、大和川地内の10筆6,587.57㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。以上で、説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
荻野委員	ここは基盤整備した場所でしょうか。
伊藤主査	一部違うところがありますが、仮地番のところは今回の基盤整備のところです。
荻野委員	わかりました。6月から借りるといのはどういうことですか。
伊藤主査	工区が分かれていて、昨年第1工区、第2工区をメインでやっていて、第3工区は今年度に入っていて、ずれて申請されたものです。
荻野委員	実際もう耕作しているということはないですか。6月からでは間に合わないですよ。
伊藤主査	今回は間に合わないのですが、一部は昨年耕作されていました。今回工区の工事が入ったので田としては難しいですが、終わったら畑として耕作を行いたいということです。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<b>&lt;議第5号 農地法の規定による別段の面積（下限面積）の設定について&gt;</b> 議第5号 農用法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について説明を求めます。

小林主査	<p>説明いたします。18頁をご覧ください。</p> <p>昨年の9月の総会で、空き家に付随する遊休農地の下限面積について、遊休農地の解消と、新規就農を促進するために適当と認められる面積を1㎡と定めたとところであります。この度、今井地区において空き家に移住される方が一緒に農地を所有したいとの相談がありまして、19頁の別表2の今井地区、西川原地内の2筆を下限面積の1㎡区域に設定したいものであります。地区No.8をご覧ください。申請地は西川原生産組合ライスセンター付近の場所になります。空き家から道を挟んで向かいの場所に農地があります。以前住んでおられた方が、2年前まで耕作されておりました。現在は耕作されておらず、遊休農地となっております。なお、こちらの農地については賃借権、利用権、交付金の対象にはなっておりません。</p>
鷺澤委員	<p>4月に現地確認に行ってきました。境界はコンクリート壁ではっきりしておりまして、防草シートで畑を覆っており、すぐ耕作できると思われます。</p>
小林主査	<p>補足します。今回承認いただけましたら、来月以降、農地法3条で申請していただきます。そのあと所有権移転をしていただきまして、登記が終われば、今度は1㎡区域からこの農地を外す手続きとなります。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>
議長	<p><b>日程第4＝その他</b></p> <p><b>ア 次期農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5/31(金) 午前9:30～ 201・202 会議室</li> </ul>

議長	<p data-bbox="269 193 400 225">イ その他</p> <p data-bbox="269 304 1037 368">他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
----	---